

7. 手術に関する件数

施設基準等の名称
医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術に係る施設基準

院内掲示をする手術件数

期間: R6.1.1～R6.12.31

・ 区分1に分類される手術

件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	
ウ	鼓室形成手術等	
エ	肺悪性腫瘍手術等	
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼, 肺静脈隔離術	

・ 区分2に分類される手術

件数

ア	靱帯断裂形成手術等	
イ	水頭症手術等	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	
エ	尿道形成手術等	
オ	角膜移植術	
カ	肝切除術等	
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	

・ 区分3に分類される手術

件数

ア	上顎骨形成術等	
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	
エ	母指化手術等	
オ	内反足手術等	
カ	食道切除再建術等	
キ	同種死体腎移植術等	

・ 区分4に分類される手術の件数

74

・ その他の区分に分類される手術

件数

ア	人工関節置換術及び人工関節置換術(手術支援装置を用いるもの)	37
イ	乳児外科施設基準対象手術	
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	
オ	経皮的冠動脈形成術	
	経皮的冠動脈粥腫切除術	
	経皮的冠動脈ステント留置術	